

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
児童福祉法第21条の5の24	指定障害児通所支援事業者の指定の取消し又は全部若しくは一部効力の停止	障がい福祉課

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。